

2017年度事業計画

特定非営利活動法人 釜ヶ崎支援機構

I 事業実施期間

2017年4月1日～2018年3月31日

II 事業計画

○ 高齢化・野宿長期化の実情に即した就労対策の必要性を訴え、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法実施計画に反映させる。

6月14日、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法（以下、ホームレス自立支援法とする）の一部を改正する法律案が参議院で可決された。法が10年間延長されることになった。ホームレス自立支援法の延長を求めて活動した当事者、支援者、諸団体にとっては大きな成果となった。

これから行うべきことは、現に必要で緊急を要する対策が実行に移されるよう、年度中に策定される基本方針を、これまでの15年間の実績の踏襲にとどまらず、一步踏み込んだ計画に変えていくべく、実情を訴える要望・提言をまとめ国に働きかけることである。

昨秋聴き取りされた生活実態調査の結果公表が、厚生労働省からもうじき明らかになるはずである。生活実態調査では、高齢化と野宿の長期化との問題が焦点となる。

ホームレス自立支援法は、全国のホームレス支援に適用されるものであると同時に、第十条に「国は、ホームレスの自立の支援等に関する施策を推進するため、その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体を支援するための財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とあるようにホームレス生活者が多くならざるをえない大都市での対策に国が責任を持つことを明記している。この点が、生活困窮者が大都市へホームレス化しつつ流入することを防ごうとする生活困窮者自立支援法との明らかな差異である。ただここで言われる「その区域内にホームレスが多数存在する地方公共団体」すなわち大都市それぞれにおけるホームレス生活者や大都市に集まる「ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者」の生活形態や意識には相当の差がある。差が生じる原因は、日雇労働市場（寄場）の発展の規模、解体の進行度によって、仕事の形態や希望に傾向の違いが生まれる、生活保護制度を始め福祉施策の運用が自治体によって異なる、除染作業やオリンピックなどの大型工事とその周辺の事業に人が集まっている地域とそうではない地域がある、等々であろう。都市間においてもそうした差異があることから、第三条に示された「安定した雇用の場の確保、職業能力の開発等による就業の機会の確保、住宅への入居の支援等による安定した居住の場所の確保」という法の目標達成のための施策が、15年の間は一律のシェルターや自立支援センター策だけにとどまってきたが、各都市において自治体が地域の実情にあった実施計画を相当の裁量をもって実行できるよう、財政上の措置で国が後押しする基本方針へと変わっていかなければならない。大阪においては高齢化・長

期化するホームレス生活者が、生活保護の活用へ進まない理由は、「働いて暮らす」ことを求めているからだ。また自立支援センターに高齢のホームレス生活者が入所しないのは、集団生活や束縛を好まないという問題以上に、高齢ゆえに常用就職が限りなく困難であることを知っているからだ。したがって、高齢化と長期化が極めて緊急性をもっていることから、高齢のホームレス生活者に対する就労対策の大幅な拡充と生活保護制度か否かにかかわらずホームレス生活者に特化した家賃補助（住宅扶助）との組み合わせが、ホームレス生活者の数が最大の時の2割ぐらいに減少している今だからこそ可能で最も現実的な対策である。ハウジングファーストかワーキングファーストかと議論をしている時ではもはやない。こうした対策を現実化していくためには、当事者、支援者の間で広くしっかり話し合いを積み重ねて運動を拡大していくとともに、有識者や行政の担当者に、脱野宿・野宿の防止の一点で、諸制度を読み替え、路上に届く対策へと作り変えていくための行動を粘り強く要請していくことが大切である。

今年度は、ホームレス自立支援法基本計画に、特掃を始めとする就労対策の拡充や生活保護制度運用の柔軟化など地方自治体を取り組みうる文言を入れていくために、全国支援団体と協調しつつ、独自の提言に努めていく。引き続き釜ヶ崎日雇労働組合・反失業連絡会と共同して、運動に取り組む。

○白手帳の締め付け、建設労働者への社会保険適用に関する提言

2016年10月会計検査院が厚生労働省に日雇労働求職者給付金に係る制度の運用については是正改善の処置を求めた。それに基づき、厚生労働省が各労働局に指示、白手帳運用の変更が、2月から職業安定所窓口で行われている。2ヶ月間連続して18日以上働く、または6ヶ月間同一業者のみで就労すると、常用労働者とみなし、一般の社会保険適用をするというものだが、就労の継続性が保障されず、飯場等に宿泊して住環境において不安定な状態にある日雇労働者を社会保障の側面でもより厳しい状態に追いやる側面が否定できない。

同時に国土交通省は、「建設業法令遵守ガイドライン」をもとにゼネコンを指導し、社会保険を適用していない業者を現場に入れない方策を本格化している。その結果この4月より、住基カード、年金手帳、健康保険などがそろっていない労働者は就労から排除されることが起こっている。

二省の動きの結果、建設日雇労働者の二極化が進められている。技能・資格があり、社会保険をすべて持つものについては、常用化していく層と、技能・資格・社会保険を持たずより不安定な就労形態へと追いやられる層である。このため、高齢やさまざまな困難をかかえる労働者が、ホームレス状態にいつそう陥りやすい状況が生じている。また実態は日雇でありながら社会保険は一般のものを適用するという日給月給の形で飯場に囲われる労働者が増加するということが予測される。

常用化や社会保険の適用は文言だけは美しいのであるが、実際には高齢日雇労働者、なんらかの事情で不安定な就労形態を続けざるをえない若年の日雇労働者にとっては、より不利な立場を押し付けるものともなりうる。

そうした観点から、日雇労働者の実情に即した社会保険の制度運用となるよう、厚生労働省・国土交通省に対して提言及び働きかけをすることを模索する。特に国土交通省に対しては、直接の交渉ルートが存在していないため、広く労働組合、報道、研究者と連携しつつ、行き過ぎた施策に歯止めをかけるように努める。

○あいりん総合センター建替問題への取組

あいりん総合センターの建替問題について、当事者参加型の提言を行うと昨年度の事業計画に記してい

たが、まったく具体化できなかった。提言について社会的責任を持つ団体として反省し、計画を再検討し、実行に移す。

建替時の代替の居場所のひとつとして、「あいりんシェルター」「昼の居場所棟」が想定されていることから、両施設の運営方法について積極的な提案を大阪市に対して行う。

○受託事業の実施

2017年度、大阪府から「高齢日雇労働者就労自立支援事業」、大阪市から「あいりん日雇労働者等自立支援事業」、大阪市西成区から「西成区単身高齢生活保護受給者の社会的つながりづくり事業」、大阪ホームレス就業支援センター運営協議会から「就業支援事業」「就業開拓推進事業」を受託した。

これらの受託事業を適正かつ確実に実施する。

[高齢日雇労働者就労自立支援事業について]

2019年度に予定されているあいりんセンター仮移転に伴い、あいりん労働福祉センター就労斡旋機能向上事業業務(センター・ガードマン)の業務内容に大幅な変更があると予測される。円滑な業務の展開をめざして、大阪府と密に協議を行い、事業の計画を作成していく。

この間、国土交通省・厚生労働省が建設労働者に対する社会保険の適用をゼネコンに求めることを強化している結果、住民票やマイナンバーカード等を持たない日雇労働者が就労から、締め出される現状がある。地域密着型就労自立支援の経験を活かし、資格取得、本人確認書類の確保、貯金の勧奨を含む生活支援を併せて行いながら、建設労働者の不足に対応する非施設型の就労自立支援を55歳以下の者に対して実施できるよう制度提案を行う。

[あいりん日雇労働者等自立支援事業について]

あいりんシェルターが、社会再包摂の入口として十全に機能するとともに、地域活性化の一拠点として働きうるよう、サービスの向上及び新しい企画の実行に努める。

社会的就労支援(市の特掃)においては、各区担当者へのレクチャーを実施し、作業場の選定に配慮をいただき、社会への貢献度が高まるように努める。また地域内清掃を6班から5班へと編成変えを行い、責任者による各班業務割り振りやスケジュール管理を強化することで、必要な作業を迅速かつ確実に行うようにする。

地域密着型就労自立支援は終了したものの、あらたに相談支援に就労支援員が配置された。就業開拓に力を入れて、請負仕事の提供を増やし自立への意欲を高めるとともに、ホームレス生活者が就労自立をめざすにあたって欠かすことのできない給料支払い日までの生活費、交通費の確保、アパートへの入居を支えるようにする。現在請負仕事を受注する担当者の日程が過密になっているので、就労支援に携わる者が参加する定例会議を開き、スタッフの業務の相互理解を進め、分担が可能となるよう試みる。

[就業開拓事業について]

自立支援センター西成の閉所に伴い、就業開拓員の業務が、釜ヶ崎の労働者向けの就業開拓を担う役割を持って、当機構に配置されることになった。この機会を活かし、高齢化が進む中で就職活動に様々な困難がある人向けの就業開拓を進める。

企業に理解を求める説明資料準備のため、5月、特掃登録者・シェルター利用者に協力をお願いし、就労意向アンケートを実施した。現在、集計結果が出つつあるので、早期にパンフレットを作成、可能性のある分野への企業訪問に鋭意努める。特掃配置の就業支援員と情報交換を密にし、今まで就職支援の行程に乗りにくかった人たちへの接近を図る。

○チャリティ自転車ポタリンの売り上げの向上

自転車リサイクルで高齢者の働く場づくりをめざし開店したチャリティ自転車ポタリンは、この8月に1周年を迎える。ポタリンの収支は初年度赤字であった。今年度は収支が均衡に近づくよう、販売促進に努める。製品の供給やスタッフの配置が安定するまで、広報を控えてきたが、今年度はプレスリリースやネット広告に取り組むとともに、企業・団体向けに地道な営業活動を行い、売り上げの向上をめざす。

○中間的就労の場づくりのさらなる推進

2016年度末まで上徳谷農地再生リーダー育成事業として実施してきた農業体験は、独自事業として今年度も継続する。体験人数を減らすものの、より実際の農作業―販売に即した方法で農業技術の教育を行う。また、京丹後市との農業連携を引き続き進める。

7月13日～8月3日、住之江公園野球場売店を開店し、仕事の場づくりを試みる。諸団体と協働し、多角的な就労支援の場として活用できるようにする。南事務所屋上にケールを栽培し、グリーンスムージーの販売を行う。

2016年度は、内職作業場に仕事を提供してくれる企業が1社にまで減少し、内職作業従事者にとっては一般就職への道が厳しいことと合わせ、意欲の低下につながっていったことを省みて、今年度は、理事長・事務局長も参加して、新規企業の開拓を行う。自転車リサイクルの工程の一端でもある解体作業も含め、徐々にあいりんシェルター利用者に参加してもらえる環境へと戻す。作業環境の向上に遊びや楽しみも要素も加えて就労を通じた居場所づくりをめざす。来年度以後の就労支援事業部全体の活性化に向けた礎とする。

○ひと花プロジェクトの多世代化をめざす。

今年度上半期は、地域の団体と協力して定期的な開催でひと花センターのこどもの遊び場としての利用を進める。多世代を受け入れることができる居場所・社会参加のハブをめざして、活動を広げる。下半期は、多世代化を可能とする提案を行政と連携して行うとともに、事業費の確保のため、各種助成事業応募の準備を行う。

○東田ろーじ

東田ろーじを、釜ヶ崎の日雇労働者・ホームレス生活者を含む生活困窮者のつながりを支援する隣保事業として、再編成をし、地域の活性化を図る。ジェントリフィケーションに抗する小さなよりどころを多数化していく足場としてとらえる。ボランティア参加希望が多いのに、活かすことができていない現状を踏まえ、事業の新しい展開を探る。

○広報活動の充実と職員研修

2015年度開始したメーリングリスト、ファックスによる情報発信の仕組みは、昨年度は十分に活用されることがなかった。今年度は役割分担を行い、管理者・責任者レベルでの発信力を高めつつ、再スタートを図る。

また職員研修と並行する形で、組織外に開かれた越冬セミナーを秋期に開催できるよう準備する。その他人権研修については、他機関で行われる研修に参加するスタッフへの補助を厚くし、スタッフの意識向上と社会との連携強化をめざす。

○女性が働きやすい環境づくり

高齢化が進む釜ヶ崎の変化やひと花プロジェクトを始め、野宿からの脱出を支援し、野宿を防止する活動が、今後はあらゆる世代共通の地域課題となることを踏まえ、より女性が働きやすい環境づくりをめざしつつ、女性の登用を進める。